



## みんなで条例を守りましょう。

※条例では、自転車利用者以外の方の責務も定めています。

### 保護者等は、

中学生までの子どもが自転車を利用するときは、

- ヘルメットを着用させましょう。
- 降雨時はレインコートを着用させましょう。
- 自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備しましょう。

高齢者に、ヘルメットの着用など安全利用を助言しましょう。

### 自動車・原付の運転者は、

自転車との間に安全な間隔を保ちましょう。

### 事業者は、

自転車通勤をする従業員に安全利用の教育を！

### 自転車販売業者は、

自転車を販売するときに、交通ルールや条例、自転車事故の保険の周知を！

ライトや反射器材、ブレーキが付いていない自転車を販売しない！



### 学校は、

児童・生徒・学生に安全利用の教育を！

### 自転車安全利用教室の実施について

福岡市では、自転車の交通ルールや条例を周知し、安全な走行方法を身に付けていただくため、自転車安全利用教室を行っております。

開催の希望がありましたら、下記までお気軽にお申込み・お問い合わせください。

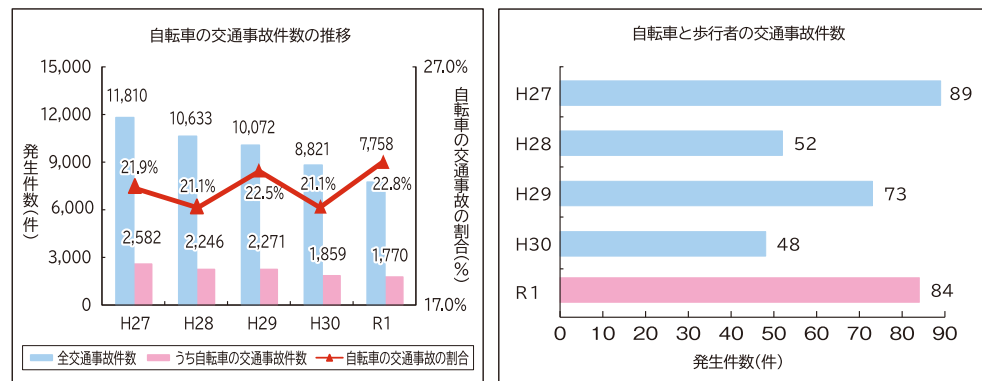
担当課	TEL	担当課	TEL
市民局防犯・交通安全課	711-4061	南区総務課	559-5063
東区総務課	645-1038	城南区総務課	833-4055
博多区総務課	419-1044	早良区総務課	833-4304
中央区地域支援課	718-1056	西区防災・安全安心室	895-7037

## “自転車のモラル・マナーの良いまち福岡”をめざして

市内では、自転車事故が全交通事故の約2割を占めており、スピードの出し過ぎや整備不良、無灯火運転、傘さし運転、携帯電話や大音量でヘッドホン等を使いながらの運転など、危険な運転が大きな問題となっています。

自転車を利用する皆さんが、交通ルールと条例を守り、安全運転を心がければ、福岡市で発生する自転車事故を減少させ、“自転車のモラル・マナーの良いまち福岡”を実現することができます。

皆さん、交通ルールと条例を守り、自転車を安全に利用しましょう！



### 天神地区の渡辺通り西側歩道は『自転車押し歩き推進区間』です！

平成25年4月1日から

人通りが多く混雑している中央区天神地区の渡辺通り西側歩道(天神交差点から渡辺通四丁目交差点までの約400m。右図を参照)は、条例で「自転車押し歩き推進区間」に指定しています。

この区間を自転車で通るときは、押して歩いてください。

なお、この区間では、福岡市のモラル・マナー推進員が、押し歩きなどの巡回指導を行っています。

指定時間帯：  
平日8時～19時、土曜・日曜・休日10時～19時

この時間帯以外でも、人通りが多いときは、安全のため自転車を押して歩きましょう。



令和2年7月発行 福岡市市民局防犯・交通安全課  
〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 電話 092-711-4061



### 福岡市自転車の安全利用に関する条例

平成25年4月1日施行  
(令和2年10月1日改正)



福岡市・福岡市交通安全推進協議会

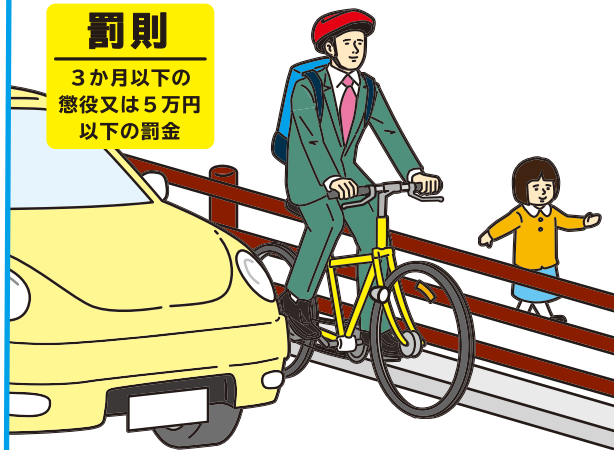
# 自転車の主な交通ルール

自転車は「車両」です。  
道路交通法などで定められた交通ルールに違反すると罰せられます。

自転車は、車道が原則、歩道は例外  
車道は左側を通行

## 罰則

3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金



- 歩道を通行できるのは、
- ①「自転車通行可」の標識や標示があるとき
  - ②13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転するとき
  - ③車道や交通の状況からみてもやむを得ないとき



中学生までの子ども\*は、ヘルメットを着用  
(福岡市の条例で定めたルールです)

\*道路交通法では13歳未満の子どもとされています。



歩道は、歩行者優先で、  
車道寄りを徐行

## 罰則

2万円以下の罰金  
又は料料



歩行者の通行を妨げるようなときは、一時停止を。  
人通りが多い歩道では、あらかじめ押して歩きましょう。  
高齢者、子ども、障がい者等の「人優先」で思いやりのある運転を。

自転車も  
飲酒運転は禁止

## 罰則

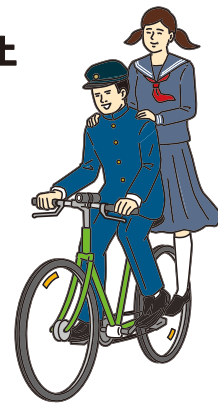
5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金  
(酒酔い運転の場合)



二人乗りは禁止

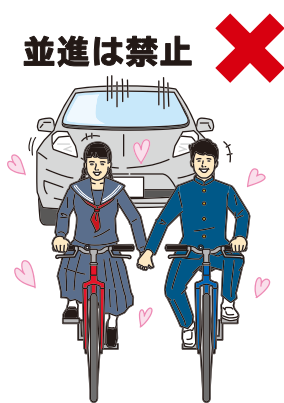
## 罰則

2万円以下の罰金  
又は料料



並進は禁止

\*法令で認められた場合を除きます。



\*乗車方法違反の場合、5万円以下の罰金

無灯火運転は禁止

## 罰則

5万円以下の罰金

夜間は必ずライトを点灯。  
自転車にはライト・  
反射器材  
(後方と両側面)の  
備付けを。



## 条例の主な内容

- 人通りが多い歩道では、自転車を押して歩く!
- 自転車には、ライトと側面反射器材の備付けを!
- 市は、地域等で活動される自転車安全利用推進員を支援します!
- 毎月8日は、自転車安全利用の日!

\*条例の詳細については、福岡市ホームページを!

福岡市 自転車安全条例

携帯電話や大音量でヘッドホン等を使用した運転、傘さし運転は禁止  
公道では、ブレーキのない自転車に乗ってはいけません

## 罰則

5万円以下の罰金



## 令和2年10月1日から 自転車事故の 保険への加入が 義務に!

近年、自転車利用者が加害者となり、高額の賠償を命じられる事例が全国で相次いでいます。万が一の事故に備え、自転車事故の保険に加入しましょう。

### 加入対象者

自転車利用者  
(子どもが利用する場合はその保護者)

業務中に従業員に  
自転車を利用させる事業者

自転車貸出業者

### 高額の賠償金が 命じられた事例

小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突。  
女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった。

損害賠償

約 **9,521** 万円

コンビニエンスストアや携帯電話から手軽に加入できる保険や、自動車保険など他の保険の特約として契約できる保険など、さまざまな種類があります。保険会社やインターネットなどでご確認ください。

自転車保険